

松江市上下水道局建設工事入札参加者等選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松江市上下水道局の建設工事の指名競争入札に参加する者及び随意契約の相手方の選定について、松江市上下水道局の契約に関する規程（平成17年松江市上下水道事業管理規程第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 入札参加者の選定にあたっては、次の各号に掲げる事項を基本方針とする。

- (1) 入札参加者の選定対象業種は、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一下欄に掲げるものとする
- (2) 松江市上下水道局建設工事競争入札参加資格者名簿に定める入札参加資格者名簿に登録された者のうちから選定すること
- (3) 建設業法第3条の規定により許可を受け、松江市内に営業所を有する者（以下「市内業者」という。）を優先して選定すること
ただし、工事の性質により市内業者のみでは第5条第1項の指名基準数に達しない場合は、この限りではない
- (4) 業者の技術力、施工能力、有資格技術者の有無、建設機械の保有状況、施工実績等に留意すること
- (5) 当該会計年度における選定及び受注の状況を勘案し、選定が特定の有資格者に偏りしないよう留意すること

(選定基準)

第3条 水道施設工事（配水管布設工事）及び土木一式工事（污水管渠工事）の入札参加者の選定は、別表に掲げる請負対象設計金額欄の区分に対応する格付等級欄に掲げる等級に属する者の内から行う。

2 次の各号の一に該当する場合は、前項の規定に関わらず施工能力等を考慮して選定することができる。

- (1) 工事の性質又は施工個所の地理的条件から前項の選定が困難又は適当でないもの
- (2) 緊急に施工する必要があるもの
- (3) 特殊な技術を要するもの
- (4) 入札参加者指名審査会（以下「審査会」という。）が、特別の理由があると認めたもの

3 選定にあたっては、次の1号から8号までに掲げる事項に係る別に定める運用基準を考慮して選定する。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況

- (3) 工事成績
- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5) 手持工事の状況
- (6) 当該工事施工についての技術的適性
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働者福祉の状況

4 第2項第4号により選定を行った場合は、入札参加者指名調書（以下「指名調書」という。様式第1号）の記事欄にその理由を明記しなければならない。

（測量業者等の選定基準）

第4条 測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者及び補償コンサルタント（以下「測量業者等」という。）の選定は次の各号による。

- (1) 松江市上下水道局建設コンサルタント等の業務入札参加資格者名簿に登載された者のうちから選定すること。
- (2) 第2条第3号から第5号までの規定は、前号の場合に準用する。
- (3) 別に定める運用基準に準じ、不誠実な行為の有無、経営状況、当該業務実施についての技術的適性、業務実施の状況等の事項を考慮して行うこと。

（入札参加者）

第5条 水道施設工事（配水管布設工事）及び土木一式工事（污水管渠工事）の入札参加者は、別表に掲げる請負対象設計金額欄の区分に対応した同表の指名基準数欄に掲げる数以上のものを基準として選定する。

- 2 格付を行わない工事種別の入札参加者は、工事ごとに工事の種類、規模、内容等を考慮した適切な数を選定する。
- 3 測量業者等の入札参加者は、業務ごとに業務の種類、規模、内容等を考慮した適切な数を選定する。

（共同企業体の選定）

第6条 共同企業体は、単一企業として取り扱うものとし、その選定にあたっては第3条の規定を準用する。

（随意契約の相手方の選定基準）

第7条 地方公営企業法施行令第21条の13第1項の規定に基づく随意契約の相手方の選定は、第2条及び第3条の規定を準用して行う。

- 2 地方公営企業法施行令第21条の13第1項7号の規定に基づく随意契約にあつては、前項の規定によるほか、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結する見込みのある資格者があるときは、当該資格者を相手方に選定することができる。

（指名審査会）

第8条 入札参加者を公正に決定するについて必要な調査及び審査を行うため、総務課に審査会を置く。

(審査会の構成員)

第9条 審査会は、次の者をもって組織する。

委員長	上下水道部長
副委員長	経営課長、施設整備課長（水道技術管理者）
委員	事業推進課長、維持管理課長、浄配水課長、総務課長、松江市建設工事入札参加者等選定要領（平成17年松江市告示第17号）に規定する審査会の構成員の中から委員長が指名する者及びその他委員長が指名する者

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

(審査会の審査範囲)

第10条 審査会は、請負対象設計金額200万円（測量業者等の選定にあつては100万円）以上の指名競争入札に係る入札参加者の選定の審査を行う。

(審査会の運営)

第11条 審査会の運営は、次の各号によるものとする。

(1) 審査会は、半数以上の委員の出席がなければ開催することはできない。

ただし、委員長が特に急施を要すると認めた場合は、持ち回りによる審査で審査会の会議に代えることができる

(2) 審査会は指名調書により審査を行う

(3) 審査会の会議は、公開しない

(4) 委員は、会議の内容を他に漏らしてはならない

(5) 審査会の庶務は、総務課契約管財係が行う

(入札参加者の推薦の方法)

第12条 総務課長は、指名競争入札に係る入札参加者の推薦を行う。ただし、請負対象設計金額200万円（測量業者等の推薦にあつては100万円）未満の指名競争入札に係る入札参加者の推薦は、当該主管課長が行う。

2 工事を主管する課又はかいの長は、工事及び工事に付随する設計及び測量等について設計書が作成されたときは、入札参加者推薦依頼書（様式第2号）により推薦を総務課長に依頼する。

3 第1項の規定により入札参加者の推薦を行った場合は、指名調書を作成し審査会に提出する。

附 則

この要領は、平成17年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表

水道施設工事（配水管布設工事）

請負対象 設計金額	格付等級	指名基準数
7,000万円以上	A	10名
4,500万円以上 7,000万円未満	A又はA+B（Bは指名総数の1/2未満）	10名
3,000万円以上 4,500万円未満	B又はB+A（Aは指名総数の1/2未満）	10名
1,500万円以上 3,000万円未満	B又はB+C（Cは指名総数の1/2未満）	10名
1,500万円未満	C又はC+B（Bは指名総数の1/2未満）	10名

土木一式工事（污水管渠工事）

請負対象 設計金額	格付等級	指名基準数
4,000万円以上	A	一般競争入札
2,000万円以上 4,000万円未満	A・B	一般競争入札
1,000万円以上 2,000万円未満	B又はB+C（Cは指名総数の1/2未満）	10名
1,000万円未満	C又はC+B（Bは指名総数の1/2未満）	10名

※管渠更生工事を除く